

2021年10月15日

学生の皆さんへ

理事・副学長（教育・国際担当）

### 11月以降における授業等の実施について（通知）

政府による緊急事態宣言は9月30日で解除され、東京都における新型コロナウイルスの感染状況も明らかな改善傾向が見られます。また、本学でも新規感染者の報告は少ない状況です。

このような状況を踏まえ、いまだ感染への細心の注意は必要なものの学生の学修機会を確保する観点から、改めて本学としての対応を検討した結果、11月以降の授業については、対面授業を原則とし、必要に応じて遠隔授業での実施も認めることとしました。また、これに伴い学生の入構制限は解除しますが、構内への入構に当たっては、守衛所での学生証の提示が必要となりますので、必ず携行してください。

また、授業内容などにより実施方法等が変更される場合がありますので、学務システム（LiveCampus）に登録されているメールアドレス等への連絡には特に注意してください。

上述したとおり、感染状況はかなり改善してきています。また、ワクチンの接種率も60%を超えているところですが、依然として感染防止対策を緩めることはできません。授業や研究のために入構する場合はもちろんですが、その前後の通学・帰宅時においても気を緩めることなく感染防止対策の徹底をお願いします。特に次の①～④の事項については格段の徹底をお願いします。

- ① マスクを常に正しく着用すること（不織布マスクを推奨）。
- ② 手指の消毒を徹底すること。
- ③ 授業開始前や終了後に会話をする場合には、決して密集・密接することなく、適切な距離（1 m以上）を保つこと。
- ④ 授業等その他の活動前後における会食等（特に飲酒を伴う会食、人流の多い場所への立入り等）は避けるとともに、活動後は速やかに帰宅すること。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等により対応を見直す場合は、改めて周知いたします。